議案第２号

広告物景観形成地区の指定について

広告物景観形成地区（大谷地区）の指定

広告物景観形成地区の指定（案）

１　広告物景観形成地区の名称

大谷地区

２　広告物景観形成地区の対象区域

大谷町，田下町，田野町，駒生町，宝木町２丁目，岩原町の各一部であって，下図に示す区域（中央エリア：約８１ｈａ，沿道エリア：約５０ｈａ，市街地エリア：約１８ｈａ）

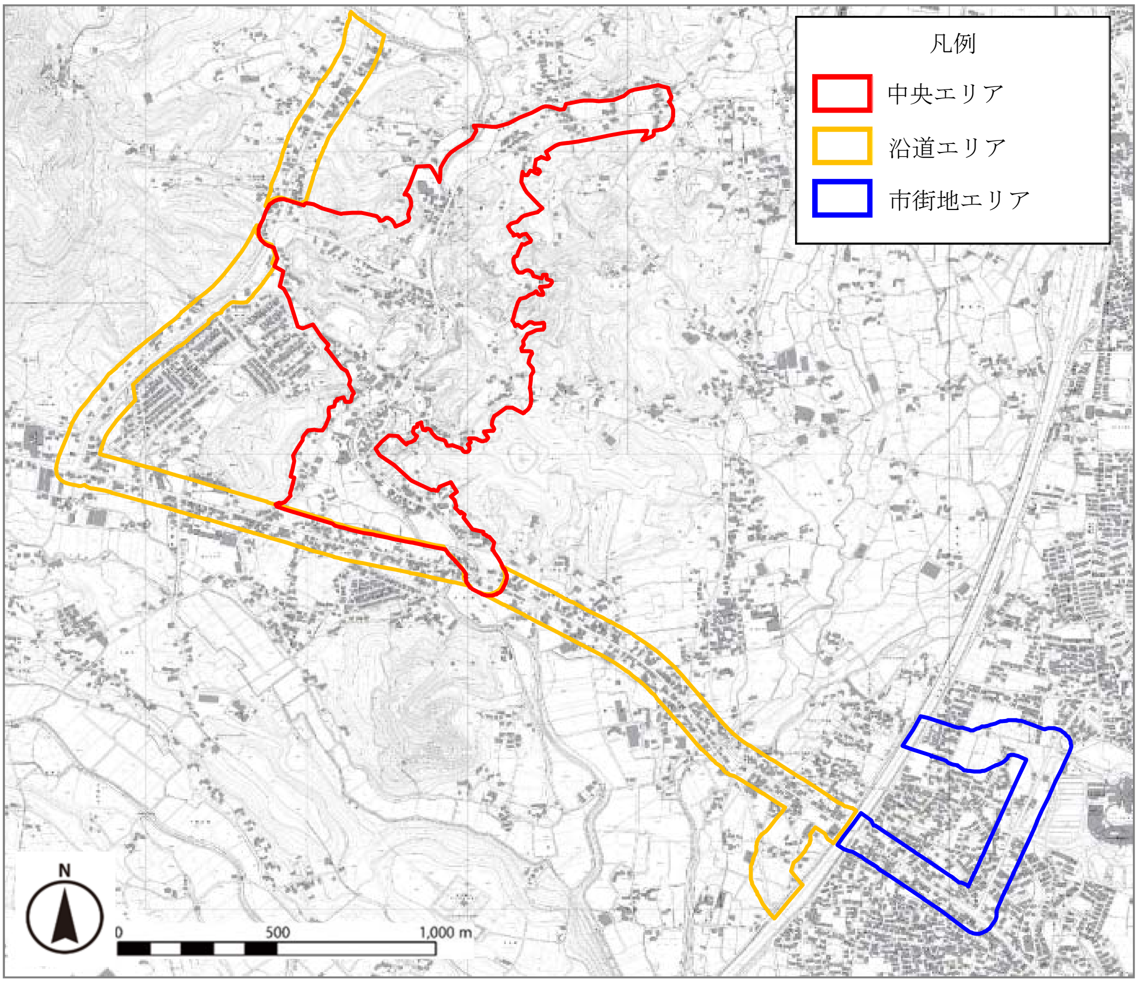

３　広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準（案）

（１）　基本方針

大谷地区は，全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や，採掘跡を残す岩肌など，特徴的で魅力ある景観を有しており，大谷石文化の日本遺産への認定などにより，観光・産業が活性化している。

今後，まちなみが変化していく中においても，地域の個性や特色を守るとともに，観光拠点としての魅力を高め，愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出をするため，当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は，次のとおりとする。

①　基本目標

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り，育む広告景観の形成を図る。

②　基本的考え方

本地区は，宇都宮市における観光の拠点であることから，地区の街並みに相応しい景観を創出するため，形状や面積，色彩などについて，周辺環境と調和するような適切な誘導を図ることで，豊かな自然と大谷石文化が織りなすにぎわいある街並みを創出する。

あわせて，周辺地区についても，街道から遠方の山々への眺めや街並みに配慮し，また観光地への期待感を高めるため，その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

（２）　基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は，別表に定める基準によるものとする。

（３）　経過措置

この基本方針及び基準の施行の際，現に大谷地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し，又は設置している屋外広告物については，指定の日から３年間は，当該基本方針及び基準にかかわらず，引き続き表示し，又は設置しておくことができる。

別表

種類		区分 基準	中央エリア	沿道エリア	市街地エリア
屋上広告物			表示してはならない。		
独立広告物	敷地内広告板	高さ	地上から上端までが６メートル以下		
		表示面積	１面につき，６平方メートル以内で，かつ，合計１２平方メートル以内		１面につき，１０平方メートル以内で，かつ，合計２０平方メートル以内
	敷地内広告塔	高さ	地上から上端までが６メートル以下		
		表示面積	１面につき，６平方メートル以内で，かつ，合計２４平方メートル以内		１面につき，１０平方メートル以内で，かつ，合計４０平方メートル以内
	野立広告板	高さ	地上から上端までが３メートル以下		
		表示面積	表示面積の合計が６平方メートル以内		表示面積の合計が１０平方メートル以内
	野立広告塔	高さ	地上から上端までが６メートル以下		
		表示面積	１面につき，６平方メートル以内で，かつ，合計２４平方メートル以内		１面につき，１０平方メートル以内で，かつ，合計４０平方メートル以内
壁面広告物		表示面積	利用し，又は表示する壁面の面積の４分の１以内で，かつ，１２平方メートル以内		利用し，又は表示する壁面の面積の３分の１以内で，かつ，２０平方メートル以内
		文字等	店舗名等を表示する場合は，切り文字など建物に馴染みやすい物とするように努めること。		

突出広告物 （袖看板）	高さ	上端の高さは，建築物の軒の高さ以下	別表第２に規定する第２種許可地域の基準を準用する。
	表示面積	１面につき，５平方メートル以内で，かつ，合計１０平方メートル以内	
	出幅	建築壁面から１メートル以内。ただし，道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から２メートル以内。ただし，道路へ突き出すことはできない。
	表示基数	１基までとするように努めること。	
広告旗 （のぼり旗）		位置は，相互間距離を６メートル以上確保するよう努めること	
上記の広告物		上記に記載のない項目については，宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	
上記以外の広告物		上記に記載のない広告物については，宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	
上記広告物に関する共通事項	意匠	建築物等及び周辺の街並みの景観と不調和でないこと。	
	色彩	（1）　表示面の下地の色は，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に定める彩度とすること。ただし，広告物の地の面積の３分の１以内で着色される部分の色彩及び着色していない自然物を使用する場合は，この限りでない。 ア　ＹＲ又はＹの場合　彩度６以下 イ　Ｒ，Ｇ又はＧＹの場合　彩度４	（1）　表示面の下地の色は，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に定める彩度とすること。ただし，広告物の地の面積の３分の１以内で着色される部分の色彩については，この限りでない。 ア　Ｒ，ＹＲ又はＹの場合　彩度１０以下 イ　Ｇ，ＧＹ，Ｐ，ＰＢ又はＲＰの場合　彩度８以下 ウ　Ｂ又はＢＧの場合　彩度６以下 （2）　発光，蛍光若しくは反射を有し，交通安全の妨げとなるおそれのあるものは，使用しないこと。 （3）　色彩は，3 色までの使用に努めること。

		以下 ウ　Ｐ，ＰＢ，ＲＰ，Ｂ又はＢＧの場合　彩度３以下 （2）　発光，蛍光若しくは反射を有し，交通安全の妨げとなるおそれのあるものは，使用しないこと。 （3）　色彩は，3色までの使用に努めること。		
	素材	表示面の素材は，大谷石や木材などの使用に努めること。		
	イラスト・写真	（1）　広告物に人物の写真（その他人物の写真に類する画像）は使用しないように努めること。 （2）　広告物にイラストや写真を極力使用しないこと。ただし，使用する場合は大谷の観光振興に資するものに努めること。		
	配置・位置	１つの建物に複数の広告物を配置する場合は，整然とした配置や部分的に色彩を揃えるように努めること。	１つの建物や敷地に設置する広告物は極力少なくすること。	過度な量にせずに，形態を揃えるなど統一感に留意すること。
	照明等	点滅照明，動光，映像装置を使用しないこと。		

備考　表示する広告物が自家用広告物であって，敷地内の表示面積の合計が５平方メートル以内である場合には，この表の基準は適用しない。